

1 答申にあたって

本答申書は、平成22年度までの10年間を目標とする「おおさか男女共同参画プラン」(平成13年7月策定)が、平成18年度に中間年度を迎えることから、男女共同参画をめぐる状況の変化に対応した内容へと同プランの一部改訂を行うにあたり留意すべき基本的な考え方を示すものである。

2 「おおさか男女共同参画プラン」策定後の男女共同参画の現状と変化

「大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標」(大阪府男女共同参画審議会答申平成15年12月)等を活用し分析。

社会参画

- ・府の審議会等委員への女性の登用割合 (H13)25.7% (H17)33.4% <H17年度末までに1/3という「プラ」目標達成>
- ・府知事部局での女性役職者比率 13.0%(H17)
- ・学校における女性管理職の割合(H16) 公立小 16.5% /公立中 7.9% /府立高 6.5% /府立盲・聾・養護 19.1%
- ・企業における女性の登用状況(H15・全国) 係長職 8.2% /課長職 3.0% /部長職 1.8%

社会環境

- ・職場における男女の地位の平等感 女性の7割、男性の約6割が「男性優遇」と回答(H16府民意識調査結果)
- ・雇用者に占める「非正規就業者」の増大 (特に女性は「非正規就業者」が5割超)
- ・大阪府における合計特殊出生率 1.20(H16)
- ・30～34歳を底とするM字カーブを描く、女性の年齢階級別就業状況
- ・子育て期にあたる30代男性の長い就業時間

府民意識

- ・社会における男女の地位の平等感 女性の76.4%、男性の68.6%が「男性優遇」と回答(H16府民意識調査結果)
- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合 女性 55.4% 男性 46.2% (同上) <5年前に比べ女性は横ばい傾向、男性は+7.8%>
- ・府内の男女共同参画計画策定市町村の割合 (H13)79.5% (H17)93.0%

3 改訂に関する基本的な考え方

《改訂にあたっての基本的視点》

男女共同参画に関する府民意識調査の結果を十分に反映した改訂とすること。
「大阪府の男女共同参画の状況を見るための基本的な指標」を十分に活用して、男女共同参画の現状と変化を踏まえた改訂とすること。
「プラン」の実効性をより一層高めるための改訂とすること。

《主な改訂すべき内容》

ア 社会情勢の変化に対応させるための改訂

(働く場における男女共同参画の推進)
・就労における機会均等と均等な待遇確保に向けた取組。
・男性の子育て参加の促進など、男女共同参画の視点にたった社会全体での子育て支援策の推進。

(男女共同参画の基盤となる人権の尊重)
・改正DV防止法の趣旨を受け、被害者の保護・自立支援等の施策を位置づけ。
・男性の心身の健康などへの配慮。男女の性差に応じた的確な医療の考え方などに留意し、個々人の健康をサポート。
・「キャリア教育」(子どもたち一人ひとりの内面の成長・発達を促し、将来にわたり社会人・職業人として自立して生きていく力等を育むような教育)の充実。

(女性のチャレンジ支援策の推進)
・政策・方針決定への参画という「上」へのチャレンジ支援。
・科学分野など、これまで女性が少なかった新たな職域を対象とした「横」へのチャレンジ支援。(男性が少なかった職域への男性のチャレンジも念頭に置いた広報啓発も必要。)
・子育て等で仕事を中断した女性などの再チャレンジ支援。

(新たな社会問題への対応)
・防災や災害復興等における男女共同参画の視点の組み入れ。
・女性に対する暴力としての人身取引防止に向けた啓発。
・インターネット等を活用した女性の人権を損なう新たな有害情報への対策。 など

イ 「プラン」の実効性をより一層高めるための改訂

(施策の重点化と新たな体制づくり)

施策の推進力を高めるため、平成18～20年度の3か年における重点的な取組を府民の目線で明確化。

上記の取組を推進するため、府民にわかりやすい男女共同参画推進のための体制づくり。
- 事業者や各種団体等を巻き込んだ新たな男女共同参画推進本部会議の創設など -

(「プラン」の効果的な進行管理)

府民や事業者の取組促進に役立つような数値目標の設定を検討。そうした作業を通じて、大阪府独自の男女共同参画施策の検証・評価システムを確立を期待。

具体的取組の推進にあたっては、個々の女性の置かれた様々な状況に留意。

計画の改訂過程においては、府民の意見を十分反映するとともに、わかりやすい文言表記を工夫。

「プラン」改訂

だれもがいきいきと暮らすことができ、将来への希望をもって活躍することができる、活力あふれる

男女共同参画社会の実現